

トリプルセットポイントで割引規約（カテエネガス for au） 新旧対照表〔2022年7月1日実施〕

改定前（旧）	改定後（新）
<p>第1条（本規約の適用）</p> <p>KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）及び沖縄セルラー電話株式会社（以下KDDIと併せて「当社」といいます。）はこのトリプルセットポイントで割引規約（カテエネガス for au）（以下「本規約」といいます。）に基づき、第5条の定めに従い、同条第1項に定める本件契約者に対し、トリプルセットポイントで割引（カテエネガス for au）（以下「本施策」といいます。）を実施します。</p> <p>2 本規約で使用する用語の意義は、本規約に別段の定めがある場合を除き、a u でんき需給約款、au でんき供給約款（関西電力・KDDI）、a u でんき供給約款（中国電力・KDDI）、a u でんき供給約款（北陸電力・KDDI）、a u でんき供給約款（中部電力ミライズ・KDDI）、a u でんき供給約款（東京電力・KDDI）、a u でんき供給約款（沖縄電力・沖縄セルラー）及びa u でんき供給約款（北海道電力・KDDI）（以下併せて「a u でんき約款」といいます。）並びにでんき契約約款、でんき契約約款（関西電力・KDDI）、でんき契約約款（中国電力・KDDI）、でんき契約約款（中部電力ミライズ・KDDI）、でんき契約約款（東京電力・KDDI）、でんき契約約款（北海道電力・KDDI）及びでんき契約約款（北陸電力・KDDI）（以下でんき契約約款からでんき契約約款（北陸電力・KDDI）までを併せて「でんき約款」といいます。）並びに当社の au（5G）通信サービス契約約款、au（LTE）通信サービス契約約款、UQ mobile 通信サービス契約約款、UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款、povo1.0 通信サービス契約約款及び当社のカテエネガスプラン for au 立替払いサービス請求規約並びに当社の au ポイントプログラム利用規約（以下「ポイント規約」といいます。）及び KDDI の I D 利用規約（以下、これらを併せて「関連規程」といいます。）並びに中部電力ミライズ株式会社（以下「中部電力ミライズ」といいます。）の定める「ガス基本契約要綱」並びに「カテエネガスプラン 1 for au（個別要綱）」、「カテエネガスプラン 2 for au（個別要綱）」及び「カテエネガスプラン 3 for au（個別要綱）」（以下併せて「個別要綱」といいます。）に定めるところによります。</p> <p>（略）</p>	<p>第1条（本規約の適用）</p> <p>au エネルギー & ライフ株式会社（以下「当社」といいます。）はこのトリプルセットポイントで割引規約（カテエネガス for au）（以下「本規約」といいます。）に基づき、第5条の定めに従い、同条第1項に定める本件契約者に対し、トリプルセットポイントで割引（カテエネガス for au）（以下「本施策」といいます。）を実施します。</p> <p>2 本規約で使用する用語の意義は、本規約に別段の定めがある場合を除き、au でんき需給約款、au でんき供給約款（関西電力・auEL）、au でんき供給約款（中国電力・auEL）、au でんき供給約款（北陸電力・auEL）、au でんき供給約款（中部電力ミライズ・KDDI）、au でんき供給約款（東京電力・auEL）、au でんき供給約款（沖縄電力・沖縄セルラー）及び au でんき供給約款（北海道電力・auEL）（以下併せて「au でんき約款」といいます。）並びにでんき契約約款、でんき契約約款（関西電力・auEL）、でんき契約約款（中国電力・auEL）、でんき契約約款（中部電力ミライズ・auEL）、でんき契約約款（東京電力・auEL）、でんき契約約款（北海道電力・auEL）及びでんき契約約款（北陸電力・auEL）（以下でんき契約約款からでんき契約約款（北陸電力・auEL）までを併せて「でんき約款」といいます。）並びに KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）及び沖縄セルラー電話株式会社（以下 KDDI と併せて「KDDI 等」といいます。）の au（5G）通信サービス契約約款、au（LTE）通信サービス契約約款、UQ mobile 通信サービス契約約款、UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款、povo1.0 通信サービス契約約款及び KDDI 等のカテエネガスプラン for au 立替払いサービス請求規約並びに KDDI 等の au ポイントプログラム利用規約（以下「ポイント規約」といいます。）及び KDDI の I D 利用規約（以下、これらを併せて「関連規程」といいます。）並びに中部電力ミライズ株式会社（以下「中部電力ミライズ」といいます。）の定める「ガス基本契約要綱」並びに「カテエネガスプラン 1 for au（個別要綱）」、「カテエネガスプラン 2 for au（個別要綱）」及び「カテエネガスプラン 3 for au（個別要綱）」（以下併せて「個別要綱」といいます。）に定めるところによります。</p> <p>（略）</p>
<p>第2条（本規約の内容）</p>	<p>第2条（本規約の内容）</p>

本規約は、カテエネガスプラン for au サービス（中部電力ミライズの定める「ガス基本契約要綱」及び「個別要綱」に基づき、当社の顧客向けに提供されるガスの供給及びガス料金の**当社**による立替払い等のサービスをいいます。以下「ガスサービス」といいます。）の契約者（以下「ガスサービス契約者」といいます。）に適用します。ガスサービス契約者が、ガスサービスに加え、au でんきサービス（au でんき約款に基づき、当社の顧客向けに提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。）またはでんきサービス（でんき約款に基づき、当社の顧客向けに提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。）もご利用の場合に、当社が、お客様のガスサービスに基づくガス料金（以下「本件ガス料金」といいます。）に応じ、本規約及びポイント規約に定めるところに従い、Ponta ポイント（以下「本ポイント」といいます。）を付与することをその内容とします。

第5条（ポイントの付与）

（略）

2 当社は、au サービス（**当社**の提供する au（5G）通信サービス及び au（LTE）通信サービスをいいます。）、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo1.0 通信サービス、au でんきサービスまたはでんきサービスの利用に係る契約（ガスサービスの申込みを行った際に、ガスサービスに関する料金の請求先として当社が指定した契約に限ります。）と紐づけて管理されている au ID（KDDI が別に定める ID 利用規約に基づき付与するものをいいます。以下同じとします。）に、ガスサービスに関する料金の算定期間ごとに本件付与ポイントを付与します。

（略）

5 前三項で定める付与対象 au ID に対する本件付与ポイントの付与は、原則として、当該ガスサービスに関する料金の請求月の月末までに行います。但し、ガスサービスに関する料金または本件付与ポイントの算定等における特別の事情がある場合または付与対象 au ID の契約者が、**当社**及び株式会社ロイヤリティマーケティングの定める au ID/Ponta 会員 ID 連携規約に基づき、当該規約に定める ID 連携を行った場合その他の契約状況及び利用状況によっては、ガスサービスに関する料金の請求月の翌月以降に本件付与ポイントの付与を行う場合があります。なお、本件付与ポイントの付与時点で、付与対象 au ID が有効でない場合は、当社は、本ポイントを付与しないものとし、当該付与に係る当社の債務は消滅するものとします。

本規約は、カテエネガスプラン for au サービス（中部電力ミライズの定める「ガス基本契約要綱」及び「個別要綱」に基づき、当社**または KDDI 等**の顧客向けに提供されるガスの供給及びガス料金の **KDDI 等**による立替払い等のサービスをいいます。以下「ガスサービス」といいます。）の契約者（以下「ガスサービス契約者」といいます。）に適用します。ガスサービス契約者が、ガスサービスに加え、au でんきサービス（au でんき約款に基づき、当社**または KDDI 等**の顧客向けに提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。）またはでんきサービス（でんき約款に基づき、当社**または KDDI 等**の顧客向けに提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。）もご利用の場合に、当社が、お客様のガスサービスに基づくガス料金（以下「本件ガス料金」といいます。）に応じ、本規約及びポイント規約に定めるところに従い、Ponta ポイント（以下「本ポイント」といいます。）を付与することをその内容とします。

第5条（ポイントの付与）

（略）

2 当社は、au サービス（**KDDI 等**の提供する au（5G）通信サービス及び au（LTE）通信サービスをいいます。）、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo1.0 通信サービス、au でんきサービスまたはでんきサービスの利用に係る契約（ガスサービスの申込みを行った際に、ガスサービスに関する料金の請求先として当社が指定した契約に限ります。）と紐づけて管理されている au ID（KDDI が別に定める ID 利用規約に基づき付与するものをいいます。以下同じとします。）に、ガスサービスに関する料金の算定期間ごとに本件付与ポイントを付与します。

（略）

5 前三項で定める付与対象 au ID に対する本件付与ポイントの付与は、原則として、当該ガスサービスに関する料金の請求月の月末までに行います。但し、ガスサービスに関する料金または本件付与ポイントの算定等における特別の事情がある場合または付与対象 au ID の契約者が、**KDDI 等**及び株式会社ロイヤリティマーケティングの定める au ID/Ponta 会員 ID 連携規約に基づき、当該規約に定める ID 連携を行った場合その他の契約状況及び利用状況によっては、ガスサービスに関する料金の請求月の翌月以降に本件付与ポイントの付与を行う場合があります。なお、本件付与ポイントの付与時点で、付与対象 au ID が有効でない場合は、当社は、本ポイントを付与しないものとし、当該付与に係る当社の債務は消滅するものとします。

<p>第6条（本件付与ポイントの減算等）</p> <p>当社は、本件契約者が、ガスサービスに基づき当社が請求する金額又は当社のサービスその他のサービスに係る料金の全部又は一部を支払わなかった場合、既に付与した本件付与ポイント数に相当するポイントを減算することができるものとします。</p>	<p>第6条（本件付与ポイントの減算等）</p> <p>当社は、本件契約者が、ガスサービスに基づき KDDI 等が請求する金額又は当社もしくは KDDI 等のサービスその他のサービスに係る料金の全部又は一部を支払わなかった場合、既に付与した本件付与ポイント数に相当するポイントを減算することができるものとします。</p>
<p>第10条（顧客情報の取扱い）</p> <p>当社は、本規約の実施に関して取得した本件契約者及び本件契約者の同居の家族に係る情報について、本規約の実施に必要な範囲で利用します。</p> <p>2 前各項に定める他、本施策に関して取得した本件契約者及び本件契約者の同居の家族に係る情報の取扱いについては、各社のプライバシーポリシーが適用されます。</p> <p>（略）</p>	<p>第10条（顧客情報の取扱い）</p> <p>当社は、本規約の実施に関して取得した本件契約者及び本件契約者の同居の家族に係る情報について、本規約の実施に必要な範囲で利用します。</p> <p>2 前各項に定める他、本施策に関して取得した本件契約者及び本件契約者の同居の家族に係る情報の取扱いについては、各社のプライバシーポリシーが適用されます。</p> <p>au エネルギー & ライフ プライバシーポリシー： http://kddi-l.jp/X96</p> <p>（略）</p>
<p>附則</p> <p>1.実施期日</p> <p>本規約は、2022年4月1日から実施します。</p>	<p>附則</p> <p>1.実施期日</p> <p>本規約は、2022年7月1日から実施します。</p>